

運 営 規 程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人全仁会が開設するリハビリステーション ピース（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下「通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 事業所の指定通所介護事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
2. 事業所の介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
3. 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業所は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	リハビリステーション ピース
所在地	倉敷市白楽町40番地

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上（委託職員含む）
介護職員 11名以上
機能訓練指導員 1名以上（看護師との兼務）
生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は、通所介護事業の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上（併設施設の事務職員と兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

1. 営業日は原則月曜日から金曜日・日曜日・祝日とする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 8時00分から17時15分までとする。
3. サービス提供時間 8時30分から16時45分までとする。

第6条（利用定員）

利用定員は月曜日～金曜日65名・日曜日40名とする。

第7条（通所介護事業の内容）

通所介護事業の内容は次のとおりとする。

1. 日常生活上の世話
日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
 - (1) 排泄の誘導・介助
 - (2) 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助
 - (3) 養護（休養）
2. 機能訓練
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - (1) 日常生活動作に関する訓練
 - (2) レクリエーション
 - (3) 行事的活動
 - (4) 体操
 - (5) 筋力向上訓練

3. 食事提供
栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。
4. 入浴介助
入浴の介助又は清拭等を行う。
5. 送迎
利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。
6. 相談、助言に関する事
利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
7. その他利用者に対する便宜の提供

第8条（利用料その他の費用の額）

1. 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額、倉敷市の定める額、又は岡山市の定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。
 - (1) 昼食代として、1食あたり762円（おやつ代78円含む）。
治療食762円（糖尿病1600kcal, 1400kcal, 1200kcal
心臓減塩食、塩分7g以下、嚥下食）
 - (2) おむつ代として、その実費。
 - (3) その他指定通所介護等において利用者の希望によって提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

第9条（通常の実業の実施地域）

通常の実業の実施地域は、倉敷市、岡山市の区域とする。

第10条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

1. 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵

害してはならないこと。

2. 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
3. その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

第11条（緊急時等における対応方法）

事業所の従業者は、現に通所介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

第12条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- (1) 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- (2) 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- (3) 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、年に2回避難、救出その他必要な訓練を行う。
- (4) 火災、地震等の災害が発生した場合、利用者の安全確保に迅速に対応できるように、年2回の防災訓練を実施する。
- (5) 施設内外の危険個所の把握、点検、改善等の防災対策を徹底する。
- (6) 定期的に防災設備の点検整備を実施し、災害発生時に防災設備が円滑に機能し、被害が拡大しないよう努める。

第13条（虐待防止に関する事項）

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

第14条（身体拘束廃止への取り組み）

1. 利用者又はその家族に対し、介護支援上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
2. 利用者又は他の通所者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束・その他の行動を制限する行為は行わない事とします。
3. 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」を設置し、身体拘束廃止に取り組みます。

第15条（その他運営に関する重要事項）

1. 事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年12回
2. 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令に定めるところによるものとする。

附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

平成26年4月1日改正

平成27年7月1日改正

平成30年4月1日改正

平成30年5月1日施行

令和1年7月1日 施行

令和1年10月1日 施行

令和2年12月1日 施行

令和3年1月1日 施行

令和3年4月1日 施行

令和5年8月1日 施行

令和6年4月1日 施行

令和6年6月1日 施行

令和7年4月1日 施行